

保護者様

年 組 氏名

新潟県立中条高等学校長

出席停止について(通知)

お申し出のありました病気()は学校保健安全法に基づき、他の生徒に感染するおそれのある期間は登校できないことになっております。(欠席扱いにはなりません)

なお、登校する際は、医療機関で下記「治癒通知書」を記入していただき必ず学校に提出してください。

参考:学校で出席を停止する主な感染症と期間のめやす

病 名	期 間 の め や す
百日咳	特有の咳が消失するまで、又は5日間の適切な抗菌治療法が終了するまで
麻疹(はしか)	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風しん(三日ばしか)	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が消失するまで
咽頭結膜熱	主な症状がなくなった後、2日を経過するまで
結核及び髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで
流行性角結膜炎 その他の感染症(感染性胃腸炎等)	病状により学校医その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで

※ ただし、病状により医師において感染のおそれがないと認められた時はこの限りではありません。

※ インフルエンザは、医師による治癒証明が不要となりました。別紙「療養解除届(インフルエンザ用)」を提出してください。

主治医様

ご多用中おそれいりますが、下記にご記入のうえ生徒にお渡しくださいますようお願いいたします。

----- き り と り せ ん -----

治 癒 通 知 書

年 組 氏名

・病 名()

・出席停止期間 月 日 ~ 月 日 まで

上記の生徒は他の生徒に感染のおそれのないことを通知します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師氏名